

動薬協会発 74 号
令和 4 年 9 月 7 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」等の一部改正等について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物医薬品検査所長通知（4 動薬第 1306 号）がありましたので、お知らせします。

4 動薬第1306号
令和4年9月5日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」等の一部改正等について

平素より動物薬事行政にご協力を賜り有難うございます。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）並びに関連した政令及び省令の施行に伴い、下記通知等を別紙新旧対照表のとおり改正し、又は廃止したので通知します。

つきましては、御了知の上、貴会会員へ周知方お願いします。

記

1 改正した通知

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12動薬A第418号農林水産省動物医薬品検査所長通知）

2 廃止した事務連絡

「製造販売承認の取得後5年ごとに受ける医薬品適合性調査の申請書に添付する資料の省略について」（平成31年1月29日付け農林水産省動物医薬品検査所企画連絡室長事務連絡）

以上